



引 受 事 務 要 領

受付方法	<p>水先の求めの受け付けは、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) 合同事務所の窓口における受付 東京湾水先区水先人会事務所 (所在地：横浜市中区山下町 1 番地 シルクセンター205 号室)</p> <p>(2) 電話による受付 東京湾水先区水先人会事務所 ハーバー業務 (電話番号：045-681-4081) ベイ業務 (電話番号：045-681-4091)</p> <p>(3) ファクシミリによる受付 東京湾水先区水先人会事務所 (FAX 番号：045-681-4090)</p> <p>(4) 本会ホームページによる受付 ベイ業務 (http://www.baypilot.co.jp)</p> <p>注：横浜港、川崎港入出港船の水先の要請は、港湾管理者の指導に基づき、それぞれ横浜市港湾局、川崎市港湾局経由で申し込むことを原則とする。</p>
受付事項	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次に掲げるすべての事項について、利用者から情報を得るものとする。</p> <p>(1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類</p> <p>(2) 船舶所有者（水先法第3条）の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 水先区間及び水先開始予定時刻</p> <p>(4) 輸出免税等（消費税法）該当の有無及び検疫の要否</p> <p>(5) その他利用者から得た特別な事項</p> <p>※ なお、水先人の選任について利用者からの要請がある場合に関する必要な事項は、「別紙-1 指名申し込み記載要領」に定める。</p>
当直表	<p>会員の休息时间及び休日を確保し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎週月曜日までに、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等を内容とする当直表を作成し、公表するものとする。</p>

<p>受付条件</p>	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次に掲げるすべての事項のほか、「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がないことを条件とするものとする。</p> <p>1. 水先人の選任について利用者からの要請がない場合</p> <p>(1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の24時間前までに申し込みされたものであること。</p> <p>但し、東京事業所は、前日の正午までに申し込みされたものであること。</p> <p>※ 特殊船舶については、可能な限り前広に申し込み願う。</p> <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。</p> <p>2. 水先人の選任について利用者からの要請がある場合</p> <p>(1) 次のすべての要件を満たすものであること。</p> <p>イ 当該要請に関する理由が文書で通知されていること。</p> <p>ロ 当該要請のあった水先人が当該要請日に休暇中でないこと。</p> <p>ハ 当該要請が水先開始予定時刻の当直表を公開したときから72時間前までに申し込みされたものであること。</p> <p>ニ 当該要請が重複する場合には、受付順とすること。</p> <p>ホ 当該要請のあった水先人の業務時間若しくは移動時間又は休息时间等を勘案し、十分に対応できる時間的な余裕があること。</p> <p>ヘ 一の利用者が特定の水域又は船舶について、長期にわたり継続的に特定の水先人の選任を要請すること等により、当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないこと。</p> <p>ト 当該要請により、他の利用者に対する業務の提供に支障が生じないこと。</p> <p>チ 当該要請に関連し、水先人の移動費用（実費）が発生した場合には、利用者がそれを負担すること。</p> <p>リ 水先の求め一件につき、当該要請の種類が一つであること。</p> <p>ヌ 当該要請の対象となる船舶が2人の水先人が共同で水先をする船舶の場合は、主直水先人のみとすること。</p> <p>ル 以下のいずれかの事情が生じた場合には、当該要請について解除できることを、あらかじめ利用者が了解していること。</p> <p>i 水先開始予定時刻の変更により、他の利用者に対する業務の提供に支障が生じた場合。</p> <p>ii 気象若しくは海象の状況、又は水域事情等が水先要請の受付</p>
--------------------	--

	<p>時点と著しく変化した場合。</p> <p>iii 当該要請のあった水先人に、急遽、疾病若しくは災害が生じた場合、又は本会若しくは連合会の会務に従事しなければならない場合、その他やむを得ない事情が生じた場合。</p> <p>ヲ 各事業所における受付条件</p> <p>i 東京事業所、横浜事業所 港内業務については、</p> <p>① 当該要請が特定の個人又は複数の個人を対象としたものである場合は、その要請のあった水先人間の受け付け順は就業順位又は輪番によるものとする。</p> <p>② 当該要請の受け付けは、一人1日2隻まで、1日の合計は4隻までとし、これを超える申し込みがあった場合は、総トン数の大きな船舶を優先して決定する。</p> <p>③ 当該要請が特定の個人を対象としたものである場合は、単日に限り受け付け、同一水先人を対象とした複数日にわたる連続した要請は受け付けないものとする。</p> <p>ii 横須賀事業所</p> <p>① 当該要請が特定の個人を対象としたものである場合は、その要請のあった水先人の合計人数は当日の当直者数の10%程度までとする。</p> <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業務経験年数等に応じた業務制限基準に適合したものであること。</p>
<p>会員への連絡</p>	<p>本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。</p> <p>(1) 水先人の選任に関し利用者からの要請があった場合には、遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものとする。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合には、当直表の中から、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して本会が選任し、遅滞なく、当該選任した会員に連絡するものとする。</p> <p>(3) 前二号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリ、電子メール、その他確実な手段により行うものとする。</p>